



おもな内容

- 統一地方選挙について ②-③
- 交通災害共済加入のお勧め ④
- 国民年金が発足します ⑤
- あなたの愛を献血に ⑥
- 児童手当 ⑦
- 土地取引について ⑧-⑨
- 教育委員会・公民館からの お知らせ ⑩-⑪

### 今日は楽しい ひなまつり

— 中之島保育所 ひなまつりお年寄お招き会 —  
3/1 撮影

### 休日在宅 当番医の お知らせ



月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
3/17	杏仁堂医院 (☎62-0123)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/21	霜鳥医院 (☎62-0579)	石川医院 (☎66-2140)
3/24	小林医院 (☎62-0562)	金井医院 (☎62-0116)
3/31	堀医院 (☎66-2133)	寺師医院 (☎62-0137)
4/7	村上医院 (☎63-4600)	石川医院 (☎66-2140)
4/14	内島医院 (☎66-2446)	佐々木医院 (☎62-2357)
4/21	田崎医院 (☎62-1122)	金井医院 (☎62-0116)
4/28	富田医院 (☎66-2226)	寺師医院 (☎62-0137)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

### 人口の動き

2月末日現在・(前月比)・(前年比)	
人口	12,409人 (-16) [+70]
男	6,055人 (-9) [+32]
女	6,354人 (-7) [+38]
世帯数	2,620戸 (+1) [+46]

### 今月の納税

#### ○国民年金第12期

— 便利な振替納税をご利用ください —  
— たばこは地元で買ひましょ —

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斉場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

◇  
◎お詫び—広報二月号十二ページ中、「善意をありがと」の中で大久保明(横野)とあるのは大久保明良さんの誤りでした。お詫びして訂正いたします。

編集集後記

先月からワープロを使って原稿を書いています。何を今更と言われそうですが、実際に編集に使ってみるとあまりの便利さに、何でもっと早くから使わなかつたのだからと悔やむことしきりです。まず、辞書を引く回数が大大幅に減りました。難しい熟語も機械がスラスラ変換してくれます。つぎに消しゴムがいりません。今までは消すには書き、書いては消すの繰り返しで、消しゴムの寿命は本当にアッ!という間に無くなつてしまつていました。また、机や床に消しゴムのカスが広がらずに掃除も楽になりました。

決定的に違うのは、何と云っても原稿が美しい! なにせ、小生は自他ともに認める悪筆の持ち主です。今までさんざん泣かして少した印刷屋さんも思っています。まったく文明の利器とはよくいったものです。この調子で機械がどんどん進歩していけば、近い将来キーを打たなくても機械が文章を作ってくれるようになるんじゃないかと、つい怠慢な発想をしてみています。戦争に使うハイテク兵器などを開発するカネと頭があるのならもっと身近なものに使ってほしいと切に思うのでした。



《選挙人名簿定時登録者数》

(H2.9.2現在)

投票区	男(人)	女(人)	計(人)
1 中之島	1,020	1,708	2,098
2 上通	931	787	1,518
3 中通	420	450	870
4 中野	609	656	1,265
5 中条	589	592	1,181
6 信条	631	675	1,306
7 三沼	151	153	304
8 西所	222	224	446
計	4,373	4,615	8,988

《投票所一覧表》

投票区	投票所
第1投票区	中之島公民分館
第2投票区	上通小学校
第3投票区	中通公民分館
第4投票区	中野保育所(県議会)
	サンパルコなかのしま(町議会)
第5投票区	中之島北中学校
第6投票区	信条小学校
第7投票区	三沼公民分館
第8投票区	西所公民分館

\*投票所は入場券に記載されています。

— 選挙に関する  
お問い合わせは —  
**中之島町  
選挙管理委員会**  
まで  
☎0258-66-2002

つたり、入場券を無くしてしまつた場合でも、選挙権があり町の選挙人名簿に登録されている人であれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。投票は早めに済ませましょう。投票のできる時間は、午前七時から午後六時までです。時間に遅れて大切な一票をムダにしないよう、投票はできるだけ早めに済ませましょう。

○投票の方法  
投票用紙には、立候補者の氏名を一人だけハッキリと書いて投票箱にいれます。

投票所には、候補者の氏名等の一覧表が掲示してありますので、これらを見て間違いの無いように書きましょう。

○代理投票  
投票用紙は自分で書くのが原則ですが、体が不自由だったり、ケガなどで自分で書くことができない人は係員に申し出てください。補助者が立ち会いのうえで代わって書いてくれます。

誰に投票したかは絶対話してはならないことになっていますので、安心して申し出てください。

不在者投票  
はお早めに  
— 手続きは簡単です —

次のような場合には「不在者投票」ができますので、早めに

○必要なもの／印鑑・入場券  
▼県の指定する病院・施設に入

○場 所／いずれも午前八時三十分～午後五時  
階 中之島町選挙管理委員会事務局

○期 間／三月二十九日(金)～四月六日(土)

○期 間／四月十六日(火)～四月二十日(土)

○場 所／いずれも午前八時三十分～午後五時  
階 中之島町選挙管理委員会事務局

**中之島町議会議員一般選挙の立候補予定者に対する説明会開催のお知らせ**

日時／平成三年三月二十六日(火) 午後一時三十分～

参加人員／各立候補予定者 視聴覚室  
につき二名以内

▼会場／中之島町公民館二階

院(入所)されている人は、その病院で不在者投票ができます。手続きなどの詳しいことは、病院、施設へお問い合わせください。

▼身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、身体に重度の障害があり

投票所へ行けない人は郵送による不在者投票ができます。この方法を希望される人は前もって手続きが必要ですので、町選挙管理委員会までご連絡ください。

# 4/7(日) 県議会議員選挙投票日

# 4/21(日) 町議会議員選挙投票日

今年四月は、統一地方選挙の月。任期満了による県議会議員選挙(七日(日))と町議会議員選挙(二十一日(日))が行われる予定です。選挙は、私たちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、私たちの一票は暮らしをより明るくするための貴重な意思表示です。

今後、四年間の県政、町政を託す人を選ぶ大切な選挙に、棄権することなくみんなで投票しましょう。

県議会議員選挙

○告示日／三月二十九日(金)  
○投票日／四月七日(日)

《投票できる人》  
昭和四十六年四月八日までに生まれ、平成二年十二月二十八日以前から引き続き中之島町の住民基本台帳に登録されている人。

○県内住所移動者の投票について  
中之島町の選挙人名簿に登録されている、平成二年十二月二十九日以降県内の他市町村に住所を移動した場合は、新住所地の市町村長の発行する証明書を

もちい、当町において投票できません。

反対に、平成二年十二月二十九日以降県内の他市町村から転入してきた人で、引き続き当町に住所を有する人には証明書を発行しますので、これをお持ちになれば、前住所地(選挙人名簿登録地)で投票できます。

《選挙人名簿の縦覧期間》  
○期 間／三月二十九日(金)～三月三十日(土)  
○時間／午前八時三十分～午後五時

○場 所／役場庁舎一階 中之島町選挙管理委員会事務局

町議会議員選挙

○告示日／四月十六日(火)  
○投票日／四月二十一日(日)

《投票できる人》  
昭和四十六年四月二十二日までに生まれ、平成三年一月十五日以前から引き続き中之島町の住民基本台帳に登録されている人。

《選挙人名簿の縦覧期間》  
○期 間／四月十六日(火)～四月十七日(水)  
○時間／午前八時三十分～午後五時

○場 所／役場庁舎一階 中之島町選挙管理委員会事務局

投票日当日  
の注意

○入場券を忘れずに  
選挙管理委員会から配布された入場券を、忘れずに持参してください。

もし、入場券が届いていないか

# 豊かな老後生活のために 「国民年金基金」が発足します。

国民年金加入者のより豊かな老後生活をめざして、「国民年金基金」が発足します。

国民年金基金とは、「老齢基礎年金に上乘せの年金を支給する」というもので、平成三年四月のスタートに向けて現在、準備が進められています。

＜基金の種類＞

- 地域型国民年金基金：同一県内に住む第一号被保険者で組織
- 職能型国民年金基金：同じ職種で働く第一号被保険者で組織

＜加入者＞

- 加入対象は、二十歳以上六十歳未満の第一号被保険者（自営業者等）
- 本人の希望により加入できます。
- 農業者年金に加入している方、国民年金保険料を免除されている方は加入できません。

＜給付の種類＞

- 「終身年金」と一定期間受け取る「確定年金」があります。
- どの型を選ぶかは、あなたの自由です。ただし、一口目は「終身年金」の中から選ばなければなりません。（別表参照）

**お知らせ**  
4月から国民年金保険料は、1カ月9,000円になります。

照）

- 年金額は、加入人数によって決まり、一口目の年金月額は三万円となります。
- 加入する年齢が、四十六歳以上五十五歳未満の方は、一口目の年金額が二万円～一万円となります。

＜掛金＞

- 一口当たりの掛金は、加入時の年齢により異なります。
- 掛金の最高限度は、月額六八、〇〇〇円です。
- 掛金は、指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

＜税の優遇＞

- 掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、受けとる年金には、公的年金等控除が適用されます。

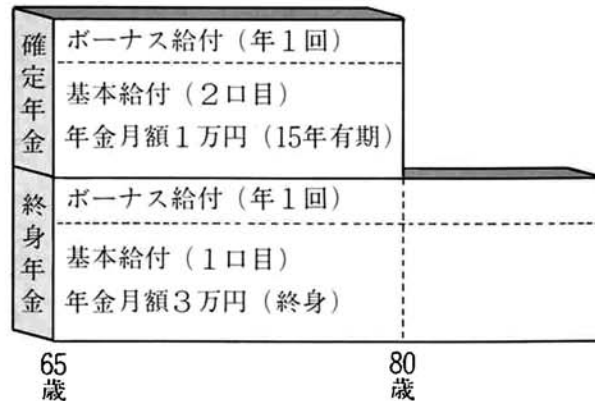
## 「終身年金」

タイプ	A	B	C
支給開始年齢	65歳	65歳	65歳
支給期間	終身	終身	終身
保証期間	15年間保証付	保証期間なし	保証期間なし
ボーナス給付	年1回払	年1回払	なし
支給開始前死亡給付	あり	なし	なし

## 「確定年金」

タイプ	I	II	III
支給開始年齢	65歳	65歳	60歳
支給期間	15年有期	10年有期	15年有期
保証期間	15年確定	10年確定	15年確定
ボーナス給付	年1回払	年1回払	年1回払
支給開始前死亡給付	あり	あり	あり

(加入例) 満40歳で加入の場合  
「終身年金」Aと「確定年金」Iを1口づつ  
選択した場合



# 1日1円の掛金で見舞金の支払いは最高100万円

— 交通災害共済加入のお勧め —

交通災害共済は、住民が交通事故によって死亡したり、ケガをした時、その被災者や家族に見舞金を贈り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため県内百十二の全市町村が共同で運営している相互扶助制度です。

当町では、皆さんのご理解により、平成二年度は人口の約八十九%に当たる一万一千九十五名の方々から加入いただきました。ただいま平成三年度の会員を募集していますので、万一に備えこの共済制度にご家族それぞれ加入されるようお勧めします。

◎加入資格(平成三年度より)

- ①町内に住所のある方で、年齢に制限無く加入できます。
- ②学生の方は、県内及び県外へ転出されても加入できます。
- ③一般の方も県内への転出であれば加入できます。

◎会費(掛金)

大人も子供も、一人年額三百五十円(四月一日以降に加入される場合も同額)です。

◎共済期間

四月一日から翌年三月三十一日まで。(中途加入された方は、会費を納入された日の翌日から)

共済期間が始まります。

◎加入方法

嘱託員を通じて各世帯に届けられた申込書に必要事項を記入され、会費を添えて納入期限までに申し込みください。

なお、納入日以降に加入を希望される方は、最寄りの農協支所か第四銀行今町支店、または役場住民福祉課でお申し込みください。

◎見舞金の請求方法

万一交通事故にあわれたら、次の書類を添えて役場住民福祉課窓口で請求の手続きを行ってください。

- ①会員証
- ②共済見舞金請求書
- ③交通事故証明書
- ④医師の診断書
- ⑤請求者の金融機関の口座番号
- ⑥請求者が運転もしくは同乗していた場合は、車を運転していた人の免許証の写し
- ⑦その他必要に応じ組合長の指定する書類

なお、見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。

## 〔見舞金の給付区分〕

等級	災害の程度	金額	見舞金支払件数	
			平成元年度	平成2年度
1等級	死亡した場合	100万円	4	2
2等級	自賠責施行令別表の第級区分の1級各号に掲げる傷害の割合	70万円	0	0
3等級	治療を要した期間が6ヵ月をこえ、かつ入院30日以上を含む実治療日数90日以上	15万円	1	1
4等級	治療を要した期間が5ヵ月をこえ、かつ入院21日以上を含む実治療日数75日以上	12万円	0	1
5等級	治療を要した期間が4ヵ月をこえ、かつ入院14日以上を含む実治療日数60日以上	10万円	1	1
6等級	治療を要した期間が3ヵ月をこえ、かつ入院7日以上を含む実治療日数45日以上	8万円	1	1
7等級	治療を要した期間が2ヵ月をこえ、かつ入院退院の実治療日数30日以上	6万円	10	16
8等級	治療を要した期間が1ヵ月をこえ、かつ入院通院の実治療日数15日以上	4万円	14	7
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上	2万円	15	13

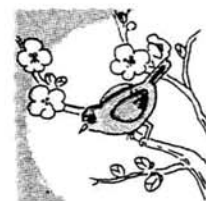
一年を経過した場合は、請求できません。

◎見舞金の対象とならない事故

見舞金の対象とならない事故は次のとおりです。

- ①飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等による事故
- ②耕運機、トラクター、ブルドーザー等作業用機械による作業中の事故
- ③住宅等の庭先、工場内、屋内、作業場等道路上以外の場所で起きた事故

詳しくは、役場住民福祉課窓口へお問い合わせください。  
Tel〇二五八―六六一―二七〇  
内線四七



# あなたの愛を

# 「献血」に！

## 〈献血にご協力を〉

科学がすばらしく進歩した今日でも、血液はまだ人工的に造り出すことができません。その一方で、医学の進歩、医療技術の向上にとともに、輸血の必要性がますます高まっています。

輸血を待つ患者さんに、一刻も早く血液を届けるには、すべて献血に頼るしかありません。尊い生命と健康を守るために、進んで献血にご協力ください。

## 〈安全確保は万全です〉

献血の際に使用する採血針は一人ひとり使い捨てです。献血によって、エイズや肝炎に感染するという心配は全くありません。どうぞ安心して献血にご協力ください。

## 〈献血は健康管理に役立ちます〉

採血前に血圧や血液比重、体温などを計ります。血液型、肝機能、梅毒、HB S抗原のほか、血漿総蛋白、

総コレステロールなど六項目の検査結果を直接お知らせします。

〇四百CC献血を希望された方には、更に赤血球数など八項目を追加してお知らせします。

十六歳から六十四歳の健康な方で、体重が男性四十五キログラム、女性四十キログラム以上であれば献血できます。

高校生の方さんも、勇気を出して一度ご来場ください。



## 献血車 ゆうあい号がやってきます

実施期日(曜日)	実施会場
5月24日(金)	中之島町役場前
6月30日(日)	中之島町役場前
7月23日(火)	中之島町公民前
9月24日(火)	中之島町役場前
10月23日(水)	中之島町役場前
11月24日(日)	中之島町役場前
12月22日(日)	中之島町役場前
1月23日(木)	中之島町役場前
2月23日(日)	中之島町役場前
3月23日(月)	中之島町役場前

いずれも午前10:00~12:00  
午後1:00~3:00

# 子供はいつも主人公

## — 応援します —

# 児童手当

## 〈児童手当とは〉

児童手当は、国、都道府県、市町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

## 〈児童手当を受けられる人〉

義務教育修学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育している方で収入が一定の額未満の場合に支給されます。

なお、自分のお子さんでなくても、その児童を監護し、一定の生計関係があれば受給できる場合があります。

## 〈児童手当の額〉

児童手当は、二番目の児童には月額二、五〇〇円、三番目以降の児童には、一人につき月額五、〇〇〇円が義務教育就学まで支給されます。

なお、二月、六月、十月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

児童手当の支給は、認定請求の翌月分からとなります。早めに請求しないと、受給資格があっても受けられなくなりますから、その届出について事前によく知っておくようにしたいものです。

## 〈いろいろな届出〉

児童手当または特例給付の受給者の方は、次のような場合、それぞれの届や請求書を提出する必要があります。

- 〇現況届(毎年六月、すべての受給者の方)
- 〇他の市町村に住所が変わったとき。



〇児童が生まれたり、義務教育就学前の児童が少なくなったこと、手当の額が増えたり、減ったりした場合。

〇義務教育就学前の児童がいなくなり、手当の支給が終わるとき。

〇受給者の方が公務員となったとき。

〇受給者または児童の名前が変わったとき。

詳しくは、役場住民福祉課へお問い合わせください。

## 心身障害児者扶養共済制度の加入のお知らせ

「心身障害者扶養共済制度」は、心身障害児(者)の保護者の相互扶助の精神に基づいて一定額の掛け金を納付することにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったときに、心身障害児(者)に一生、毎月四万円の年金(一口加入の場合は二万円)が支給される制度です。

この制度に加入できる保護者は、将来独立することがむずかしい障害(精神薄弱児者・身体障害児者等)をもつ方を現に扶養している父母等で六十五歳未満の一定要件を満たしている方に限られます。

また、掛け金の額は加入時の年齢により固定するもので、心身障害児(者)一人につき二口まで加入することができます。

なお、不幸にして心身障害児(者)が加入者より先に死亡した時には、一時金として加入期間に応じ、弔慰金が支給されます。

加入申込など、詳しくは役場住民福祉課にご相談ください。

## — お忘れなく — 軽自動車・バイクの廃車届

軽自動車税は、毎年四月一日現在の軽自動車、バイクなどの所有者に課税されます。

お持ちの車を他人に譲ったり、壊れて使えなくなっても、届出がなければいつまでもあなたに課税されます。購入、譲渡、廃車、住所移動などをしたときは、必ず届出をしてください。

また、販売店などに手続きを頼んである方は、届出が済んでいるかどうか確かめてください。

届出先は次のとおりです。

- ▼三輪・四輪の軽自動車/軽自動車検査協会
  - ▼二輪の小型自動車/新潟運輸局新潟陸運支局
  - ▼軽二輪車/全国軽自動車協会連合会
  - ▼原動機付自転車・小型特殊自動車/役場税務課
- ※詳しくは役場税務課へお問い合わせください。

## 4月24日(火)

### — 成分献血にご協力ください —

成分献血は、血液の中から血漿や血小板だけを取り出し、赤血球などはまた体内へ返すという新しい献血方法です。時間は1時間位かかりますが、血友病や白血病の治療に不可欠なこれらの成分の確保のためにご協力をお願いします。

〇なお、名簿を作成する都合上、ご協力いただける方は4月10日までに役場保健衛生課までご連絡ください。

## 五回以上の献血 ありがとうございます

「五回以上の献血者を表彰します」とお知らせしたところ、平成二年度については次の十一名の方から申請がありました。

献血事業に対する日頃のご協力に感謝するとともに、今後とも一層のご協力をお願いします。

氏名	回数	住所
伊丹 健治	19回	五百刈
伊丹 フサ	6回	五百刈
和田 正喜	24回	中興野
栗林 武	12回	鶴ヶ曾根
鈴木 和美	7回	横山
堀 ヨシ	6回	興野
中村 常雄	10回	真野代新田
葦沢リヤウ	7回	大沼新田
高橋 俊六	7回	大曲戸

(敬称は略させていただきます)

平成二年度は十一名の方々が申請しました。

# 土地取引の前に届出を

## 国土利用計画法のねらい

37万kmの日本の国土は、生活と生産を行う活動の基盤として私達が祖先から受けつぎ、次代に伝えてゆかなければならない大切な資源です。私達は、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を、大切に、有効に利用していかなければなりません。

国土利用計画法は、このために制定された法律

です。この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事（中之島町長を経由）に届け出なければならないことになっています。

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です。

### 届出の必要な土地

#### ①監視区域

- 新潟市中心商業地の一部
- 湯沢町・塩沢町
- 十日町市等1市8町2村の各一部（リゾート構想対象地域の重点整備地区の一部）

#### ②①の監視区域以外の区域（中之島町など）

(イ). 市街化区域  
2,000m<sup>2</sup>以上

(ロ). (イ)を除く都市計画区域  
5,000m<sup>2</sup>以上

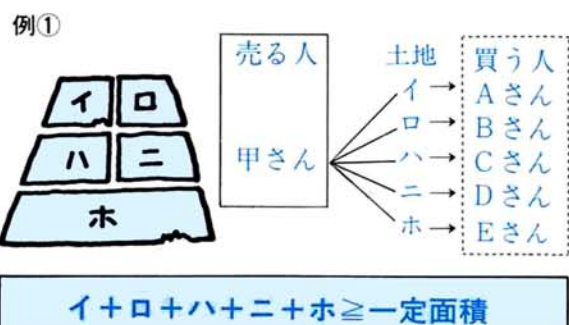
(ハ). 都市計画区域以外の区域  
10,000m<sup>2</sup>以上

- 売 買
  - 共有持分の譲渡
  - 営業譲渡
  - 譲渡担保
  - 代物弁済
  - 文 換
  - 予約完結権、買戻権等の譲渡
  - 地上権、賃借権の設定・譲渡
- ※これらの契約は予約の場合でも事前に届出が必要です。

## ①届出の必要な土地

### 〔一団の土地〕

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる下図のような一団の土地取引は、届出が必要です。なお、建物や立木の取引とあわせて土地の取引をするときにも、届出が必要です。



契約を結ぶ6週間前までに市町村に届出。



## ②届出から契約まで

### 事前確認制度

宅地分譲や建売、マンション分譲の場合は、分譲業者がその分譲予定価格について、高すぎるものではないとの知事の確認をあらかじめ受けた場合には、個々の取引ごとにあらためて届出する必要はありません。

この制度による宅地分譲等の広告には、「国土利用計画法に基づく事前確認済」などと記載されていますので、購入者はこれを参考にできます。

### ③遊休土地制度

届出をして取得した一定面積以上の土地が2年たっても利用されていない場合には、知事はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。この通知を受けたときは、その土地の利用や処分の計画を知事に届出なければなりません。

この届出を受けて知事は、その土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。

### ④届出をしないと

法律で罰せられます。

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。



## 地価公示と地価調査制度

### 制度のねらい

一般的に土地の価格は経済的社会的、行政的諸要因の変化に応じて変動しますが、他の商品とは違い土地の価格がいくらかということ判断することは、いったん正常な価格より高く取引が行われると、直ちに周辺の土地価格に影響し、近隣の地価水準が引き上げられてしまうことも多いのです。

このような価格の高騰を防ぐため、また土地取引価格の目安とするため、調査地点を設定し一定の期日に「正常な土地価格」を年一回公表する制度として、国が行う「地価公示」と県が「地価調査」があります。これらの制度はいずれも、一般の土地取引や公共用地の取得価格の算定などに当たって、信頼度の高い指標を皆さんに提供しようとするものです。

### 所在地・価格など

※価格はいずれも「更地」としての一平方メートル当たりのものです。

- 公示価格 <平成2年1月1日現在> (平成2年4月1日公表)
  - 中之島-1 中之島字腰巻6,659番 (市街化区域・住宅地域) ..... 32,500円
  - 中之島-2 中之島字三並395番 (市街化区域・住居地域) ..... 31,800円
  - 中之島10-1 中条字宮村丙502番 (市街化調整区域) ..... 10,800円
- 標準価格 <平成2年7月1日現在> (平成2年10月1日公表)
  - 中之島(県)-1 中之島字腰巻469番 (市街化区域・住民区域) ..... 34,800円
  - 中之島(県)10-1 大口字居掛1,583番子外2筆 (市街化調整区域) ..... 15,400円

# あなたも参加しませんか!

教育委員会 公民館 } からのお知らせ

## 社会教育団体の登録はお早目に……

社会教育活動の推進、並びに施設利用の円滑化を図るために毎年、社会教育活動(社会体育活動も含む)を行う団体について登録をいただいています

が、平成三年度も次により受け付けておりますので、関係団体は早めに登録申請手続きをしてください。

### 登録団体の要件

○その活動が、社会教育に関する事業を行うもの  
○その構成員は、町内に在住、

または町内事業所等に勤務するものであり、責任者が明確であること

### 期限及び登録申請先

○三月三十日(土)までに、町教育委員会へ申請してください。  
※学校体育施設の利用を希望される団体は、さらに「学校開放施設利用団体登録」を併せてお申し込みします。  
※問い合わせは、町教育委員会まで。

## 登録申請受付中です

### 野球連盟

- ・受付期間 3月1日(金)～3月30日(土)
- ・申請先 中之島町野球連盟事務局 (中之島町公民館内)
- ・登録料 新規 5,000円  
更新 4,000円
- ・申請書は中之島町公民館にあります。

### テニス協会

- ・受付期間 3月1日(金)～3月22日(金)
- ・申請先 中之島町テニス協会事務局 (中之島町公民館内)
- ・登録料 3,000円
- ・申請書は中之島町公民館にあります。  
※詳しくは公民館へ。

## スポーツ施設利用のお知らせ

施設名	野球場	テニスコート
開放期間	4月1日～11月20日(予定)	4月1日～11月20日(予定)
使用方法	すべて予約制で、使用する1ヶ月前から3日前までの間に教育委員会に申請してください。(申請書は教育委員会にあります)	すべて予約制で、使用する1ヶ月前から5日前までの間に教育委員会に申請してください。(申請書は教育委員会にあります)
受付時間	日曜、祭日および第2・第4土曜を除く午前8時30分～午後5時(上記以外の土曜日は正午まで)	日曜、祭日および第2・第4土曜を除く午前8時30分～午後5時(上記以外の土曜日は正午まで)
使用時間	午前5時～午後10時(大会時を除き2時間以内)	午前6時～午後10時(2時間以内)
使用料	無料 ただし、社会教育活動以外及び町外者の使用については有料 (昼間 1時間 2,000円 夜間 " 4,000円)	(1コートにつき) 町内者 (昼間 1時間 500円 夜間 " 1,100円) 町外者 (昼間 " 750円 夜間 " 1,650円)



# レクダンス inなかのしま

「レククラブどんどん」と中之島町公民館では、皆さんに踊ることの楽しさを伝えようと次のとおり「レクダンスのつどい」を開催いたします。

今回も、東京からお招きした「BRUE-THREEレクダンス研究会」の皆さんと共に最新のヒット曲に合わせて楽しく踊ります。

あなたとあなたの友達の参加をお待ちしています。

○日時/三月二十四日(日) 十二時三十分受付  
○会場/中之島中央小学校体育館

- 主管/レククラブどんどん
- 主催/中之島町公民館
- 参加費/七〇〇円
- 定員/八〇名
- 携行品/動きやすい服装、運動靴
- 対象/レクリエーションダンスに興味と関心のある方などなたでも参加できます。

○申込締切/三月二十日(木)まで  
に申し込みください。ただし定員になり次第締切らせていただきます。多数の申込が予想されますので

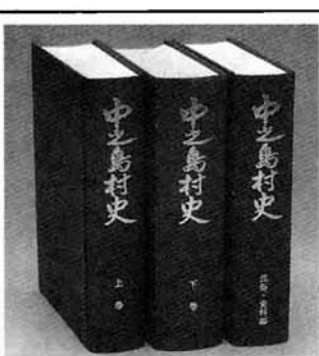


お早めにお問い合わせください。

○講師/東京BRUE-THREEレクダンス研究会

○申込と問い合わせ/中之島町公民館「レクダンス inなかのしま」係

## 「中之島村史」好評発売中!



○頒布価格 三巻セットで一万二千円です。  
(送料別・分冊頒布はいたしません。)  
○申込先 中之島町教育委員会

中之島町教育委員会 公民館  
へのお問い合わせは  
☎0258(66)3242  
へご連絡ください。



## 生涯学習情報コーナー⑥ 「生涯学習は高齢者問題?」

中之島町に住むある方から、「生涯学習について」次のような質問をいただきました。

Q・「生涯学習は高齢者の方の問題ですか?」

A・「生涯」とは…一生のこと。「学習」とは…習い学ぶこと。

「人の一生」を、発達する段階に応じて、幼児期、児童期、青年期、壮年期、実年期、高齢期などに分けることができると思います。

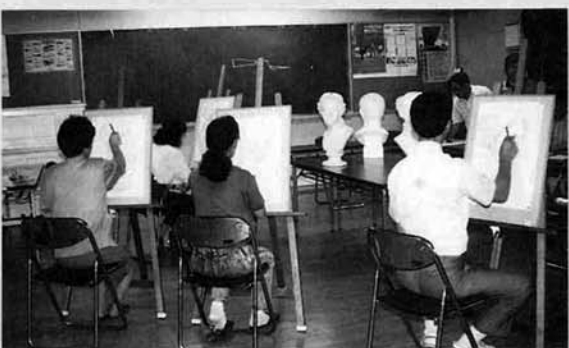
人が人として発達するには、こうした各時期に応じて学ばなければならぬことがあるのではないのでしょうか。

例えば、青年期において町民として必要な知識や態度を向上させることなどがそれです。

したがって、生涯学習とは、「人生のそれぞれの時期に自己の向上を目指して、自ら学ぼうとする意欲をもって学習すること」ということができると思います。

ですから、生涯学習は高齢者の方だけに限ることではなく、人の生涯を通してみんなが関わることなのです。

生涯学習に関してのご質問等がありましたら、教育委員会社会教育係にお問い合わせください。





いよいよ活動開始

— 中之島つくろう塾 —

昨年11月30日に発足した“中之島つくろう塾”がいよいよ本格的な活動を開始。

2月21日、町公民館において今後の活動計画や、“いきいき町づくり大会等”についての塾会議が開催されました。“中之島つくろう塾”では、今後「作ろう部会」「売ろう部会」「活かそう部会」「ふれあい部会」の四つの部会をつくり、それぞれの立場から“まちづくり”に取り組んでいきます。

(関連記事が14ページに掲載してあります。)

献血30回表彰

(銀色有功賞)



山岸房江さん (品之木)



大竹光夫さん (中之島第3)



中村吉系さん (中条宮村)

高齢者交通安全推進員として  
県知事より記念品を授与

新潟県高齢者交通安全推進員として長年にわたり高齢者に対する交通安全思想の普及に努められ、この度退任された次の三名の方々に新潟県知事から記念の盾が贈呈されました。今後も交通安全の推進に、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

- 中島 三市さん (横野)
- 山崎 信義さん (中条宮村)
- 大久保義雄さん (横山)



ブルブルブル

— 寒波襲来 —

2月22日から24日にかけて5年ぶりといわれる寒波が襲来。

県内も高速道路が一部で通行止めになるなど、久しぶりの寒波に大あわて。

当町でもここ数年来の集中的な降雪に除雪車はフル出動で住民の足を確保。

すっかり暖冬に慣れきっていた我々に、雪国の厳しさを思い出させてくれました。

(写真は県道中野三条線横野付近 2/24撮影)



外は寒いが戦いは熱い

— 町民将棋大会 —

2月24日、中之島町公民館大広間において「町民将棋大会」が開催されました。あいにくの悪天候となりましたが、参加者の皆さんは外の吹雪をものともせず、将棋盤の上で熱い戦いを繰り広げていました。なお、結果はつぎのとおりです。(敬称略)

- |    |         |          |
|----|---------|----------|
| A級 | 1位…樋山信之 | 2位…高野清三  |
|    | 3位…芝山延明 |          |
| B級 | 1位…田中敏夫 | 2位…鈴木 敏  |
|    | 3位…若月 大 |          |
| C級 | 1位…野本義雄 | 2位…吉田喜八郎 |
|    | 3位…安達弥平 |          |

中之島工業団地  
進出企業紹介②

万華鏡の様に無限の  
楽しみある中之島



株式会社 サンエツ  
代表取締役 富樫愛子さん

境を与え卓越した発想やアイデアの生れやすい自然派人間のぬくもりある会社とし豊かな自然を仕事の中に取り込み、アウトドア感覚の会社を築きたいという目的に最良の場所が中之島工業団地でした。

時代の流れとともに21世紀にむけ多様化、高級化する消費生活の中でファッションビジネスは無数の可能性を含んだ産業かと思えます。この度中之島工業団地に「サンエツ・クリエイトイブ中之島」と名称をかかげ進出させて頂きました。

工業団地という名称はかたくなるしいですが、空の明るさと風緑豊かな中之島は今、オゾンブルーに表現されている地球の色、自然の中にある色を生かし若い人材を育くんでいく環境にピッタリです。そして本社のある長岡市も第三セクター方式による造形大学が平成六年に開校される予定です。

いつそ高まってきております。その受入れ及び創出場所となる様努力しております。この広い場所を「夢之島町」として展開していくと万華鏡の様に無限の楽しみがあります。そしてやすらぎと潤いのある文化の香りがただよふ会社でありたい。何を創造し提案するの目標と計画性をもち、新鮮な生

き方をするには何を求めるのか……はつきり追求出来る社員を育みたい。それが21世紀に輝くアパレルの新屋サンエツの企画力と品質を高めていく要素です。地域の皆様とともに中之島町の発展と活性化に力を合せて「グリエイト」な仕事をしたいと思っております。



地域産業の  
発展向上に貢献



有限会社 石高精工所  
代表取締役 石高源次郎さん

中之島工業団地は、中之島・見付インターチェンジのすぐ近く位置しており、近県や関東、関西への交通至便も良く工業団地にとって最適な地であり、当社も進出でき、大変喜んでおります。

現在、わが国においてはいくらか減速気味ではありますが、今、尚景気拡大が続いており、

国の経済を左右すると言われている製造業の中でも当社は、マザーマシン・(機械を作る機械)と言う工作機械の精密部品、精密測定器機、そして自動車関連の部品を製造しております。最近では、工作機械単体の設備ではなく周辺機器の設備も含んだシステム化を進めており、

今後は更に複雑、複合化した内容に合ってくるものと思われまします。これらのシステムを必要としているが、自動車産業であり当社であるわけです。昨今、自動車産業では高性能化、高級化、安全性のニーズが益々要求され、その役割と必

要性が高まって来ております。その為にも個々の部品にも厳しい品質規準が要求されております。独自の技術開発の向上に日々励んでおります。

地域産業の更なる発展を切望し、又、そのために惜しみない努力を重ねて行きたいと思っております。



## 固定資産の 課税台帳縦覧

期間/4月6日(土)～4月25日(木)  
時間/午前8時30分～午後5時  
但し、土曜日は正午まで  
13日(土)と日曜は休み

場所/中之島町役場税務課

○この期間は、無料で固定資産の課税台帳をご覧になれます。特に、平成2年中に家屋調査の対象となった方は、この期間を利用されると便利です。

○今年は3年に一度の土地・家屋の評価替え年ですので、課税台帳には新しい価格が登録されています。

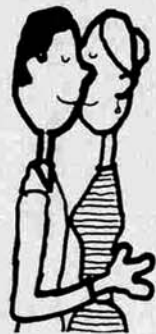
※平成3年度固定資産税第1期分の納期は、5月になる見込みです。

○問い合わせ 中之島町役場税務課  
Tel <0258>66-2101

## ご存知ですか? 「供託制度」

供託とは、例えば「地代・家賃を受け取ってもらえないときに、これを国(供託所)に預ける事によって、地主・家主に支払ったと同様の効果が与えられる」というものです。このほか営業補償金など各種の供託があります。

## 仲間になりませんか「中之島 葦乃会」



「中之島 葦乃会」は、社交ダンス愛好者の集まりです。

現在22名が在会し、毎週土曜日に楽しくステップを踏んでいます。

○問い合わせ 新潟地方司法局長岡支局  
Tel <0258>33-5510

## 登記簿謄本・抄本の 手数料が改定されます

平成3年4月1日から登記簿の謄本・抄本の手数料が1通500円から600円に改定されます。

なお、閲覧・印鑑証明など他のものについては変更ありません。

○問い合わせ 新潟地方司法局長岡支局  
Tel <0258>62-0467

## 帆船「日本丸」が 新潟港に寄港します

運輸省航海訓練所の練習帆船「日本丸」が、4月11日から15日まで新潟港に寄港します。

○セールドリルについて

日時/4月14日 午後1時～3時  
(気象状況により、予定の変更あり)

会場/新潟西港 山の下埠頭

※駐車場がありませんので、新潟交通の路線バスをご利用ください。

## ソ連極東シベリア見本市 「NIIGATA' 91」

日ソ両国間の経済交流の拡大と両国の親善関係の促進を図る事を目的に、

ソ連極東シベリア産品の見本市が開催されます。

会期/4月11日(木)～16日(火)

会場/新潟市体育館

◆4月12日に行われる「ロシア音楽の夕べ」に先着500名様をご招待

・完成往復ハガキに「ロシア音楽の夕べ」と明記し、下記のあて先へ。

なお、応募は一人ハガキ一枚です。

・3月31日必着。

〒951 新潟市学校町通1番町602-1  
新潟市役所内 ソ連極東シベリア見

本市実行委員会

Tel <025>228-1000

## 平成3年4月からの 労働時間制度の改正について

平成3年4月から、1週間の法定労働時間が短縮されることなどを内容とする労働時間制度改正が行われますが、その主な内容は次の通りです。

○法定労働時間は、週44時間(一定の規模・業種に属する事業については、2年間の猶予措置があり、平成5年3月31日までの間は、週46時間)となります。

○規模5人未満の商業・サービス業の法定労働時間については、週48時間、1日8時間(現行週54時間、1日9時間)となります。

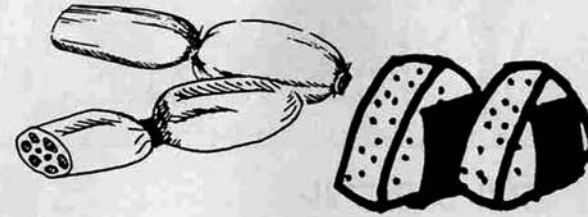
○規模300人以下の事業所における年次有給休暇の最低付与日数が6日から8日に引き上げられます。

○問い合わせ 三条労働基準監督署  
Tel <0256>32-1150



# 3/24 中之島いきいき町づくり大会

～皆様のご来場をお待ちしています～



中之島町と中之島つくろう塾では、町民が一同に会し、明日の中之島の農業農村づくり、町づくりに理解を深めていただくことを目的に、「中之島いきいき町づくり大会」を開催いたします。

21世紀に花咲く農業農村づくりを目指し、「いきいきとして取組める中之島農業の確立」「みんなが住んでみたくなるような豊かな町づくり」を目的とし、町民各位の意向や農業実態を踏まえ、活力ある農業立町中之島を創り出そうというものです。

皆様のご来場をお待ちしております。

◎日時/3月24日(日) 午前9時～正午

◎会場/中之島町公民館 講堂

◎対象/中之島町民であればだれでも

◎日程/第1部 中之島つくろう塾旗表彰式典

第2部 記念講演「21世紀・農業農村の夢づくり」

講師 小山 智士先生

農政調査委員会理事、「農」編集長

21世紀村づくり塾100人委員会理事、

農学博士

第3部 アトラクション「ひびけ!若人のサウンド」

中之島中学校プラスバンド部の皆さん

による演奏

## 交通安全 コーナー

## 子供を交通事故から 守りましょう

寒かった冬も過ぎ、野外で元気に遊ぶ子供達の姿があちこちにみられます。また、保育園や小学校の入園、入学で、子供達の行動範囲もぐんと広がります。こういった事からこの時期、子供の交通事故の多発が心配されます。親もドライバーも、次に掲げる子供の交通事故の特徴や行動特性について正しく理解し、子供を悲惨な交通事故から守りましょう。



▼子供の交通事故は――  
・保育園児がもつとも多く、小学校高学年になるにしたがい少なくなっている。  
・自宅近くでの事故が約半数を占めている。

原因別では「飛び出し」によるもの、ついで「車の直前直後の横断」「幼児の一人歩き」「路上遊戯」の順になっている。

◆ などの特徴があります。  
◎子供の交通事故の多くは、大人の注意と努力で避ける事ができるといいます。自覚を持つ事が大切です。  
◎お子さんと一緒に外出したときは、常に正しい手本を示し、横断歩道の渡り方や、信号の見方などを具体的に指導しましょう。

◆ ◎子供に遠くから声をかけたり、手まねきをするなど、道路を渡りたい衝動を引き起こさせる言動は絶対にやめましょう。

### 〈町内交通事故発生状況〉

年	区分	件数		死者		傷者	
		2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
平成3年		1	7	0	1	1	10
平成2年		2	5	1	1	1	5
比較増減		-1	+2	-1	±0	±0	+5

死亡事故 0 連続 39日 3/8現在